

厚生労働行政推進調査事業費補助金（肝炎等克服政策研究事業）

分担研究報告書

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及・活用の促進に向けた研究

江口 有一郎 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 客員研究員
（研究協力者）磯田 広史 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 助教
（研究協力者）矢田 ともみ 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 相談員
（研究協力者）井上 香 佐賀大学医学部附属病院 肝臓糖尿病内分泌内科 助教
（研究協力者）高橋 宏和 佐賀大学医学部附属病院 肝疾患センター 特任教授
（研究協力者）佐賀県がん撲滅特別対策室

研究要旨

平成 30 年度より我が国では新たに肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が創設されたが、利用者数は佐賀県を含めて全国的に伸び悩んでいた。本研究では制度の認知度向上および利活用の促進を目的とした研究を実施している。令和 3 年度は、前年度に作成した本制度や改正点を案内する動画コンテンツを、41 都道府県から要望をうけて個別に修正して配布した。令和 3 年度の制度改正や、制度の周知が進むことにより制度の利用者が増加したが、新たに制度申請のための手続きの難しさや、医療記録票の運用における課題が明らかとなった。これらを改善するために、県・拠点病院・肝疾患センターで協働して佐賀県版医療記録票（ノート）を作成し、全国展開を念頭に佐賀県内で試験運用を開始した。

A. 研究目的

平成 30 年度より我が国では新たに肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が創設されたが、利用者数は佐賀県を含めて全国的に伸び悩んでいる。本研究では制度の認知度向上および利活用の促進を目的として研究を実施している。令和 2 年度からは、新型コロナウイルスが全国的に蔓延したこともあり、この様な感染症が流行している状況でも本制度に関する案内を行いやすくし、制度の認知率・利用率を向上できるような仕組みについて検討を開始した。令和 2 年度には本事業を周知するための案内動画を作成し、さらに令和 3 年度からの制度改正点を重点的に説明した動画も作成した。令和 3 年度にはこの動画コンテ

ツを都道府県毎のバージョンに修正して各自治体に配布することとした。また、制度の利活用が進む中での新たな課題について検討し、改善するためのツールを開発することとした。

B. 研究方法

1) 各都道府県版の制度改正紹介動画の作成
厚生労働省肝炎対策推進室から各都道府県に対して、本動画の提供を希望するか、希望する際の修正点等について調査を実施していただき、結果に基づいて自治体毎に修正した動画を作成した。

2) 制度運用における課題の調査と改善方法の検討
佐賀県での本制度新規認定者数は、事業開始～

令和3年3月まででは僅か3名であったが、制度が改正された令和3年4月以降は11月末までに43名と急激に増加していた。全46名中、約半数である20名が佐賀大学医学部附属病院の患者であったことから、佐賀県庁健康福祉部健康増進課がん撲滅特別対策室および佐賀大学医学部附属病院医事課と合同で本制度の運用に関する意見交換会を開催し、運用上の課題や改善方法について検討した。

C. 研究結果

1) 佐賀県以外の全41都道府県から動画提供の希望があったため、各自治体からの修正点の要望をうけて、文字情報やアニメーションの修正、それに合わせたナレーションの再録音を行なって動画を修正した。修正後は厚生労働省肝炎対策推進室や各自治体に確認していただき、最終的には完成品を厚生労働省から各自治体に配布していただいた。

2) 佐賀大学医学部附属病院の医事課及び肝炎医療コーディネーター、肝疾患相談員、肝臓専門医からは、患者への制度の紹介、説明・同意取得、臨床調査個人票の作成、医療記録票の作成・記入、調剤薬局との連携、必要な関連機関への患者の案内などについて、佐賀県庁健康福祉部健康増進課がん撲滅特別対策室の事業担当者からは、保健福祉事務所での書類受付や県庁での審査状況に関するご意見を頂いた。主な課題は、①制度を申請する際に必要な書類を集めるための関係機関や部署などが複雑で分かりにくいことと、②運用開始後に患者が医療記録票を紛失したり医療機関窓口で提出するのを忘れること、であった。

①申請手続の難しさの改善

本制度の申請のためには、患者の年齢や加入している保険毎に必要な書類が違い、これを発行する機関や部署も違ってくる。例えば患者が市役所に行っても、加入保険の区分の確認のため

なのか、課税証明書を取得するためなのか、住民票を取得するためなのか、あるいはこれら全てが必要なのかは患者毎に異なる。本制度に該当する肝疾患患者は概して高齢であることが多く、医療機関側がきちんと説明しても、本人や家族になかなか理解してもらえないとの意見が多かった。そこで、申請時に必要な関係機関の行き先やその順番、その関係機関で必要な行動（保険区分の確認、課税証明書の取得、住民票の取得等）、最終的に必要な書類や要件がそろっているかのチェックリストが盛り込まれたフローチャートを作成した。患者の年齢と加入している保険によって3パターンあり、このフローチャートは、後述する佐賀県版医療記録票（ノート）内に組み込んで、患者へ制度を案内する際に使用することとした。

②医療記録票の運用の改善

医療記録票は、患者が窓口で提出し忘れていたり、持参していなかったりすることが多いという意見があった。その要因としては、

- ・本制度の利用者は高齢の方が多く、制度の理解が難しかったり、必要な書類や手続きを忘れていたりすることが多い

- ・A4サイズに印刷した医療記録票は持ち運びにくく、また、肝がんの治療や検査に関する同意書や説明書等の多くの書類と混ざってしまいやすいため、わかりにくくて紛失しやすい。

- ・外来日には持参するが、検査だけの来院などでは特に提出を忘れてしまいやすい

というものであった。医事課は医療記録票の提出がなければ、その都度、仮の医療記録票を発行するため、大きな作業負担が発生していた。

佐賀県では、平成27年度から重症化予防事業における定期検査費助成制度の申請手続きの際に必要な診断書を、健康増進ノート（B6サイズ（見開きB5））を提出することで省略できることにしており、多くの患者がこの健康増進ノートを持参している。そこで、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業においても、

同様に医療記録票等の必要な情報を盛り込んだノートを作成することで、患者の提出・持参忘れを防止できるのではないかと考えた。

また、医療記録票（別紙様式例 6-1）は記入欄がいっぱいになって新しく作成する度に、上段部分の氏名・性別・住所・保険種別・保険者番号・被保険者証の記号・番号、A 欄の高額療養費算定基準額、B 欄の高額該当状況、といった情報を再度記入する必要があり、この点も担当者の作業負担となっていた。医療記録票を印刷されたバラバラの紙で運用するのではなく、冊子体であるノートを作成して、その冒頭に基本情報を記載し、医療記録票の医療実績記載欄について十分なページ数確保することで、基本情報を繰り返し記載する手間が省略できると考えた。

こうした意見を踏まえて、佐賀県版医療記録票（ノート）を作成することとした。健康増進ノートと同様に B6 サイズ（見開き B5）で、主な内容・構成は、

- ・制度の案内と説明
- ・患者の基本情報
- ・医療記録票 A 欄・B 欄
- ・医療実績記載欄（見開き 7 ページあり）
- ・高額療養費算定基準額の区分について
- ・助成対象月のイメージ
- ・申請の流れ（① 70 歳未満の方用、② 75 歳以上 75 歳未満の方用、③ 75 歳以上の方用）
- ・償還払い請求について
- ・更新の手続き
- ・問い合わせ先

からなる。完成した佐賀県版医療記録票（ノート）は佐賀県内の全指定医療機関および保健福祉事務所に設置した。

D. 考察

令和 2 年度に作成した佐賀県版の動画コンテンツは、YouTube の佐賀大学医学部附属病院肝疾患センターのチャンネルに投稿し、そのリンクを肝疾患センターの HP や佐賀県庁の

HP「がんポータルさが」に掲載し、佐賀県内で肝炎医療コーディネーターが利用している LINE でも共有している。また、希望する医療機関や関係機関には、電子ファイルを USB でも配布し、デジタルサイネージでの掲示や資料作成に活用されている。

令和 3 年 4 月からの制度改正後に、佐賀県では速やかに利用者が増加しており、こうした制度の周知が一助となっていると考える。しかしながら、制度の利用者が増える一方で、医療記録票の持参忘れや紛失、申請の準備や手続きがスムーズに進まないなどの新たな課題も明らかとなった。

佐賀県はこれまで産官学が一体となって肝炎対策を進めてきており、県独自事業での先進的な取り組みが、その後に国の肝炎対策にもモデルとして取り入れられてきた実績がある。特に重症化予防事業における定期検査費助成制度の申請に必要な医師の診断書を、肝炎医療コーディネーターが記載した健康増進ノートで代用できるようにした取り組みは、制度利用者の急激な増加や SVR 後発癌の早期発見といった優れた成果をあげている。

今回も、県庁や拠点病院の担当者、肝疾患センターが協働して、本制度の課題の解決および利活用の促進を目指して新たに佐賀県版の医療記録票（ノート）を作成することができた。佐賀県内で試験運用を開始しており、来年度は効果検証を行う必要がある。

E. 結論

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、認識率や利用率を促進させる目的で動画コンテンツを作成し、希望する都道府県毎に修正して展開した。また、制度の運用効率を改善するためのツールとして佐賀県版医療記録票（ノート）を作成して佐賀県で運用を開始しており、効果や課題等について、全国での運用も視野に検討していく。

医療記録票

お問い合わせ先

担当部署	電話番号
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 30-1907
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 83-3378
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 73-4186
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 23-2101
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 22-2104
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 25-7481
名古屋市健康推進センター 市民生活課 市民生活課	(052) 34-3731

医療記録票 (肝がん、重症肝硬変治療研究促進事業) A欄-白欄

氏名: _____ 生年月日: ____年__月__日

性別: 男 女

入院期間: 入院日 ____月__日 退院日 ____月__日

入院理由: 手術 治療 検査 他

入院科: _____

入院病室: _____

入院医師: _____

入院看護: _____

入院薬剤: _____

入院検査: _____

入院治療: _____

入院費用: _____

入院回数: _____

入院回数別費用: _____

入院回数別費用の内訳: _____

入院回数別費用の内訳の内訳: _____

入院回数別費用の内訳の内訳の内訳: _____

B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重症肝硬変」の医療費は、治療3月目から助成が受けられます

申請対象となる方

- 1. B型・C型肝炎ウイルスが原因の「肝がん」や「重症肝硬変」に罹患している方
- 2. 肝臓の手術を受けた方
- 3. 肝臓の化学療法を受けた方
- 4. 肝臓の放射線治療を受けた方
- 5. 肝臓の移植を受けた方
- 6. 肝臓の肝臓移植を受けた方
- 7. 肝臓の肝臓移植を受けた方
- 8. 肝臓の肝臓移植を受けた方
- 9. 肝臓の肝臓移植を受けた方
- 10. 肝臓の肝臓移植を受けた方

必要書類 (例)

- 交付申請書 (医療費助成申請書)
- 保険証
- 住民票
- 住民税課税・所得割課税票 (世帯主の方)
- 高額療養費証 *
- 保険料納付済届出書 *
- 肝臓がん検査結果 *

提出先: お住まいの地域の保健福祉事務所 (または支店)

記載例

氏名	性別	生年月日	入院日	退院日	入院理由	入院科	入院病室	入院医師	入院看護	入院薬剤	入院検査	入院治療	入院費用	入院回数	入院回数別費用	入院回数別費用の内訳	入院回数別費用の内訳の内訳
田中 太郎	男	1980-01-01	2023-01-01	2023-01-15	手術	外科	101	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	57,600円	1	57,600円	44,400円	18,000円
山田 花子	女	1985-03-05	2023-01-01	2023-01-15	治療	内科	102	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	35,400円	1	35,400円	24,600円	8,000円
田中 太郎	男	1980-01-01	2023-01-01	2023-01-15	検査	内科	103	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	57,600円	1	57,600円	44,400円	18,000円
山田 花子	女	1985-03-05	2023-01-01	2023-01-15	他	内科	104	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	15,000円	1	15,000円	-	8,000円

医療記録票 (肝がん、重症肝硬変治療研究促進事業)

医療記録票の記入方法

氏名: _____ 性別: _____ 生年月日: ____年__月__日

住所: _____

保険種別: _____

保険者番号: _____

医療費控除の申告: _____

認定期間: ____年__月__日 ~ ____年__月__日

医療記録票 (肝がん、重症肝硬変治療研究促進事業) 入院・通院の記録

氏名	性別	生年月日	入院日	退院日	入院理由	入院科	入院病室	入院医師	入院看護	入院薬剤	入院検査	入院治療	入院費用	入院回数	入院回数別費用	入院回数別費用の内訳	入院回数別費用の内訳の内訳
田中 太郎	男	1980-01-01	2023-01-01	2023-01-15	手術	外科	101	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	57,600円	1	57,600円	44,400円	18,000円
山田 花子	女	1985-03-05	2023-01-01	2023-01-15	治療	内科	102	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	35,400円	1	35,400円	24,600円	8,000円
田中 太郎	男	1980-01-01	2023-01-01	2023-01-15	検査	内科	103	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	57,600円	1	57,600円	44,400円	18,000円
山田 花子	女	1985-03-05	2023-01-01	2023-01-15	他	内科	104	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	田中 太郎	山田 花子	15,000円	1	15,000円	-	8,000円

記載例

医療記録票 (肝がん、重症肝硬変治療研究促進事業) A欄-白欄

氏名: _____ 生年月日: ____年__月__日

性別: 男 女

入院期間: 入院日 ____月__日 退院日 ____月__日

入院理由: 手術 治療 検査 他

入院科: _____

入院病室: _____

入院医師: _____

入院看護: _____

入院薬剤: _____

入院検査: _____

入院治療: _____

入院費用: _____

入院回数: _____

入院回数別費用: _____

入院回数別費用の内訳: _____

入院回数別費用の内訳の内訳: _____

高齢者負担軽減基準額の記載パターン

年齢区分	所得区分	自己負担割合	① 入院	② 必要費用超過の場合	③ 外来
70歳未満	Ⅰ (所得第1)	30%	57,600円	44,400円	57,600円
	Ⅱ (所得第2)	30%	35,400円	24,600円	35,400円
70歳以上75歳未満	Ⅲ (一般)	20%	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅰ (所得第1)	20%	24,600円	-	8,000円
75歳以上	Ⅲ (一般)	10%	57,600円	44,400円	18,000円
	Ⅰ (所得第1)	10%	24,600円	-	8,000円

対象者の所得区分要件

- 70歳未満**: 医療費控除申告する所得控除額が一定額以上あること。
- 70歳以上75歳未満**: 医療費控除申告する所得控除額が一定額以上あること。
- 75歳以上**: 所得控除申告する所得控除額が一定額以上あること。

④ 達成対象月のイメージ

対象医療費で高額療養費の限度額を超え入院/外来

12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月

12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月

① カウント312=超過額
12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月

② カウント312=超過額
12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月

③ カウント312=超過額
12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月 12月

◆ 達成対象月の考え方


対象医療費の自己負担額が高額療養費の限度額を超えた月数が、前述12か月のうち(当該月を含む)3月以上

① 対象医療費で限度額を超える月が、前述12か月で最初まで連続した月による

② 当該月に限り超過額を越えている

※適用月が連続しない場合は12月未満となり得る
※12月未満でも超過額の月数が3ヶ月以上であればOK
※適用月となる適用月の月数を超過額は、月見、月見毎月の交付申請額等を全体的に計算して適用した月数から計算する(特定の月では、12月未満でもOK)
(適用月となる適用月の月数×4ヶ月未満は不可)

※適用月となる適用月の月数を超過額は、月見、月見毎月の交付申請額等を全体的に計算して適用した月数から計算する(特定の月では、12月未満でもOK)
(適用月となる適用月の月数×4ヶ月未満は不可)



F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

- 1) 論文発表：なし
- 2) 学会発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

- 1) 特許取得：なし
- 2) 実用新案登録：なし
- 3) その他：なし

③70歳未満の方用 がん・重症肝臓病治療研究 促進事業 申請の流れ

① がん・重症肝臓病治療研究 促進事業 申請の流れ

① 医療機関承認申請書を持っていない(注)
② 医療費の自己負担割合が7割である
③ 医療費の方
④ 保険料の方
⑤ 保険料の方
⑥ 保険料の方
⑦ 保険料の方

⑧ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑨ 申請書の自己負担割合が7割である
⑩ 申請書の方
⑪ 申請書の方
⑫ 申請書の方

⑬ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑭ 申請書の自己負担割合が7割である
⑮ 申請書の方
⑯ 申請書の方
⑰ 申請書の方

⑱ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑲ 申請書の自己負担割合が7割である
⑳ 申請書の方
㉑ 申請書の方
㉒ 申請書の方


⑳ 医療機関で臨床調査個人票と医療記録票を記載してもらう
㉓ 医療費事務所で必要書類を提出し手続きをする

必要書類

① 区分:エー(オ)

① 臨床調査個人票
② 交付申請書
③ 医療記録票
④ 研究治療費管理費 *
⑤ 住民票 (申請書必須)
⑥ 研究治療費管理費 *
⑦ 医療機関承認申請書
⑧ 医療費証明

※申請書の方のみ



②70歳以上75歳未満の方用 がん・重症肝臓病治療研究 促進事業 申請の流れ

① 医療機関承認申請書を持っていない(注)
② 保険料の自己負担割合が7割である
③ 医療費の方
④ 保険料の方
⑤ 保険料の方
⑥ 保険料の方

⑦ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑧ 申請書の自己負担割合が7割である
⑨ 申請書の方
⑩ 申請書の方
⑪ 申請書の方

⑫ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑬ 申請書の自己負担割合が7割である
⑭ 申請書の方
⑮ 申請書の方
⑯ 申請書の方

⑰ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑱ 申請書の自己負担割合が7割である
⑲ 申請書の方
⑳ 申請書の方
㉑ 申請書の方

⑳ 医療機関で臨床調査個人票と医療記録票を記載してもらう
㉓ 医療費事務所で必要書類を提出し手続きをする

必要書類

① 区分:一般

① 臨床調査個人票
② 交付申請書
③ 医療記録票
④ 研究治療費管理費 *
⑤ 住民票 (申請書必須)
⑥ 研究治療費管理費 *
⑦ 医療機関承認申請書
⑧ 医療費証明
⑨ 高齢受給者証

※申請書の方のみ

① 区分:標準1-II

① 臨床調査個人票
② 交付申請書
③ 医療記録票
④ 研究治療費管理費 *
⑤ 住民票 (申請書必須)
⑥ 研究治療費管理費 *
⑦ 医療機関承認申請書
⑧ 医療費証明
⑨ 高齢受給者証

※申請書の方のみ

①75歳以上の方用 がん・重症肝臓病治療研究 促進事業 申請の流れ

① 医療機関承認申請書を持っていない(注)
② 保険料の自己負担割合が7割である
③ 医療費の方
④ 保険料の方
⑤ 保険料の方
⑥ 保険料の方

⑦ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑧ 申請書の自己負担割合が7割である
⑨ 申請書の方
⑩ 申請書の方
⑪ 申請書の方

⑫ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑬ 申請書の自己負担割合が7割である
⑭ 申請書の方
⑮ 申請書の方
⑯ 申請書の方

⑰ 申請書・申請書を持っていない(注)
⑱ 申請書の自己負担割合が7割である
⑲ 申請書の方
⑳ 申請書の方
㉑ 申請書の方

⑳ 医療機関で臨床調査個人票と医療記録票を記載してもらう
㉓ 医療費事務所で必要書類を提出し手続きをする

必要書類

① 区分:一般

① 臨床調査個人票
② 交付申請書
③ 医療記録票
④ 研究治療費管理費 *
⑤ 住民票 (申請書必須)
⑥ 研究治療費管理費 *
⑦ 医療機関承認申請書
⑧ 医療費証明
⑨ 高齢受給者証

※申請書の方のみ

① 区分:標準1-II

① 臨床調査個人票
② 交付申請書
③ 医療記録票
④ 研究治療費管理費 *
⑤ 住民票 (申請書必須)
⑥ 研究治療費管理費 *
⑦ 医療機関承認申請書
⑧ 医療費証明
⑨ 高齢受給者証

※申請書の方のみ